

令和6年12月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年2月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和5年1月から令和6年12月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和6年3月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、広島地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [貨物船A\(11,675トン\) 乗揚事件](#)

夜間、愛媛県下二子島西方沖合において、怒和島水道南口に向けて北東進中のA船が、ビシャゴ岩に乗り揚げた

② [貨物船A\(499トン\) 貨物船B\(363トン\) 衝突事件](#)

山口県宇部港外において、南下するA船と、東行するB船とが衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(11,675トン) 乗揚事件

(夜間、愛媛県下二子島西方沖合において、怒和島水道南口に向けて北東進中のA船が、ビシャゴ岩に乗り揚げた)

【海難概要】 夜間、下二子島西方沖合において、A船(11,675トン、12人乗組、トレーラーシャーシ134台、車両104台積載)は、船長が昇橋し、二等航海士が船橋当直に就き、怒和島水道南口に向け北東進中、ビシャゴ岩に乗り揚げた

【発生日時】 令和5年11月21日01時11分僅か前

【発生場所】 愛媛県下二子島西方沖合のビシャゴ岩

【死傷者】 なし

【損傷等】 船首部船底外板に破口、凹損等

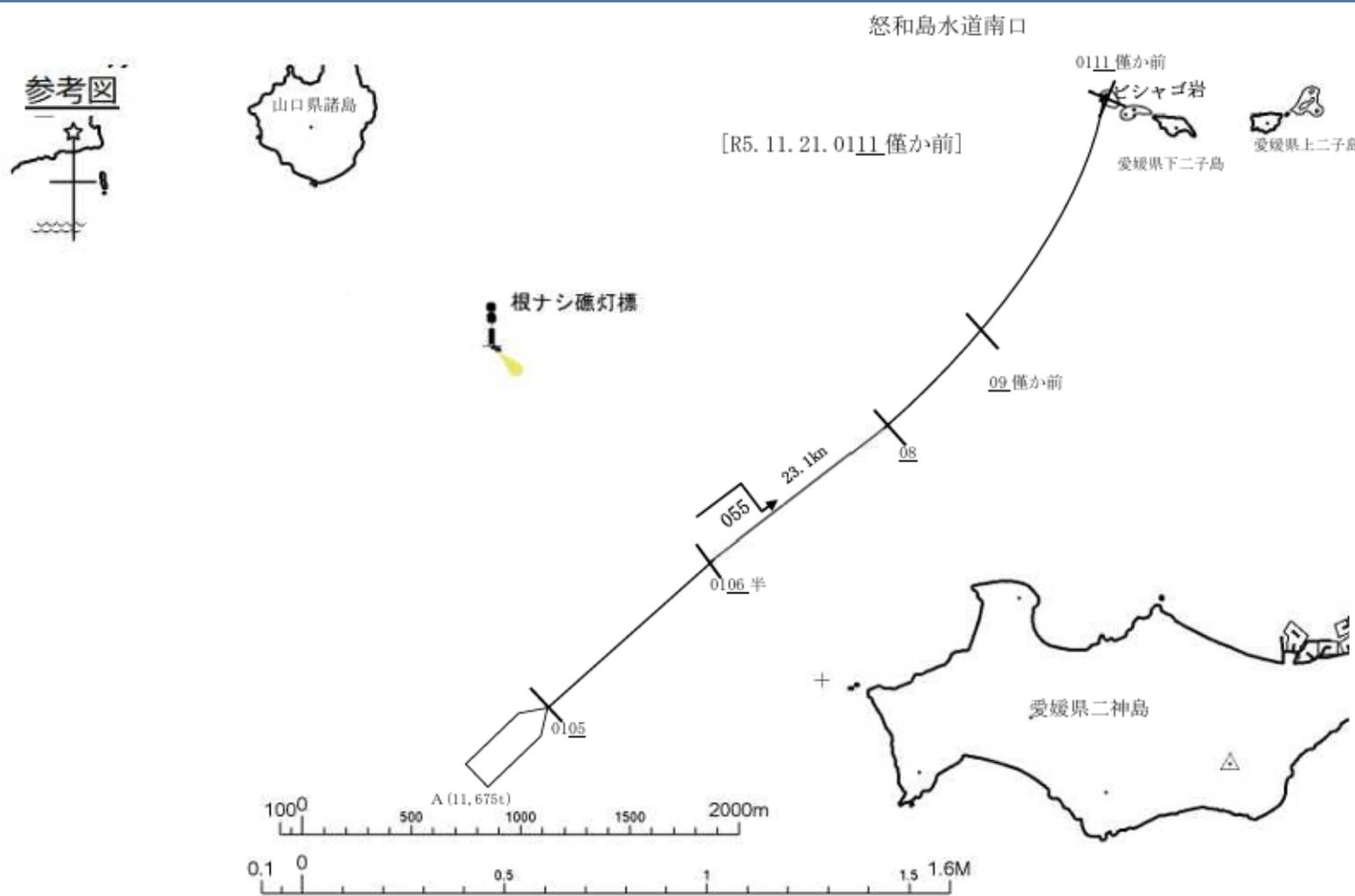
《原因等》 夜間、下二子島南西方沖合において、怒和島水道南口に向け航行する際、**船位の確認が不十分で、ビシャゴ岩に向首進行した**

- ・二等航海士は、電子海図情報表示装置で同岩との位置関係を把握するなど、**船位の確認を十分に行うべきであった**
- ・船長は、自ら操船指揮を執るべきであった

《背景》 二等航海士は、甲板員を操舵に就け、レーダー2台及び電子海図情報表示装置を作動させていた

・船長は、00時55分に昇橋して、「周囲に航行の支障となる船舶がない」と判断し、01時05分、「二等航海士は幾度も怒和島水道を通航しているので無難に航行できる」と思い、着岸予定の岸壁を確認するため、海図台に移動した

・二等航海士は、来島海峡海上交通センターから「ビシャゴ岩に接近している」と、01時08分と09分僅か前に、VHF無線電話で注意喚起を受けた際、同交信に気をとられた



【受審人】

二等航海士：四級海技士(航海) → 船長：三級海技士(航海)

《懲戒》

業務停止1か月
戒告

* 本裁決は、R6.12.11に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(499トン) 貨物船B(363トン) 衝突事件

(山口県宇部港外において、南下するA船と、東行するB船とが衝突した)

【海難概要】宇部港外において、A船(499トン、5人乗組、コンテナ60個積載)が南下中、B船(363トン、5人乗組、有機汚泥110トン積載)が東行中、A船の右舷中央部にB船の左舷船首部が衝突した

【発生日時】令和5年3月17日15時23分半僅か過ぎ

【発生場所】山口県宇部港外

【死傷者】なし

【損傷等】A船: 右舷中央部外板及びハンドレールに曲損
B船: 左舷船首部外板に曲損を伴う擦過傷

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される

・衝突地点は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、**予防法が適用され**、本件時、両船は、互いに視野の内に入り、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近し、衝突を避けるために必要な動作をとる時間的、距離的余裕があったものと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

《原因等》両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、

A船: **動静監視不十分**で、前路を左方に横切るB船の進路を避けなかった(主因)

- 〔三等航海士Aは、動静監視を十分に行うべきであった〕
- 〔船長Aは、自ら操船指揮を執るべきであった〕

B船: **動静監視不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

- 〔一等航海士Bは、動静監視を十分に行うべきであった〕

《背景》・三等航海士Aは、B船の速力が自船より遅いので、B船の船首方を無難に航過できると思った

- ・船長Aは、三等航海士Aに操船を任せても無難に航行できると思った
- ・一等航海士Bは、いずれA船が右転すると思った

【受審人】

《懲戒》

- (A船) 三等航海士 : 六級海技士(航海) → 業務停止1か月
- 船長 : 四級海技士(航海) → 戒告
- (B船) 一等航海士 : 三級海技士(航海) → 戒告

* 本判決は、R6.12.12に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

